

平成23年4月

確定値版

平成22年の暴力団情勢

警察庁組織犯罪対策部
暴力団対策課
企画分析課

平成22年の暴力団情勢 目次

1 平成22年における主な暴力団対策	1
2 暴力団その他反社会的勢力の情勢	3
(1) 暴力団構成員等の状況	3
(2) 主要暴力団の動向	4
ア 山口組の動向	4
イ 住吉会の動向	4
ウ 稲川会の動向	4
(3) 暴力団以外の反社会的勢力の情勢	5
ア 総会屋・会社ゴロ等の状況	5
イ 社会運動等標ぼうゴロの状況	5
3 暴力団犯罪の検挙状況	7
(1) 全般的検挙状況	7
(2) 主要3団体に係る犯罪の検挙状況	11
(3) 山口組・弘道会に対する集中取締り	11
(4) 対立抗争事件の発生状況等	12
ア 対立抗争事件の発生状況	12
イ 銃器発砲事件の発生状況	13
ウ 拳銃押収丁数	13
(5) 組織的犯罪処罰法(加重処罰関係)の適用状況	14
(6) 資金獲得犯罪の検挙状況	15
ア 22年の暴力団等の資金獲得犯罪の特徴	15
イ 組織的犯罪処罰法(マネー・ローンダリング関係)の適用状況	15
ウ 伝統的資金獲得犯罪	17
エ 企業活動を利用した資金獲得犯罪	18
オ 企業対象暴力及び行政対象暴力	20
カ 金融・不良債権関連事犯	21

4	暴力団対策法の施行状況等	23
(1)	指定状況	23
(2)	行政命令の発出状況	23
	ア 中止命令	23
	イ 再発防止命令	24
	ウ 防止命令	25
	エ 禁止命令	25
	オ 事務所使用制限命令	26
(3)	命令違反事件の検挙状況	26
5	社会全体による暴力団排除の推進	29
(1)	公共部門における暴力団排除活動	29
	ア 公共事業等からの暴力団排除	29
	イ 暴力団排除に関する条例の制定及び施行	31
	トピックス ～北九州地区における工藤會対策の推進	32
	ウ 各種業法による暴力団排除	33
	エ その他公共部門における暴力団排除活動	34
(2)	民間部門における暴力団排除活動	34
	ア 企業活動からの暴力団排除	34
	イ 証券取引における暴力団排除	35
	ウ 金融機関の取引における暴力団排除	35
	エ 建設業界における暴力団排除	36
	オ 大相撲からの暴力団排除	36
	カ その他民間部門における暴力団排除活動	36
(3)	地域・住民による暴力団排除活動	37
	ア 損害賠償請求に対する支援	37
	イ 事務所撤去運動に対する支援	37
	トピックス ～民暴対策30周年記念全国大会の開催	38
(4)	暴力団相談の受理状況	38
(5)	暴力団構成員の離脱促進、社会復帰対策の状況	39
(6)	都道府県暴力追放運動推進センターによる公益法人制度改革への対応	39

1 平成22年における主な暴力団対策

山口組・弘道会に対する集中取締り（P11参照）

近年の暴力団情勢は、山口組の一極集中が顕著であり、その弱体化を図ることが喫緊の課題となっていることから、強大化する山口組を事実上支配し、その中枢となっている弘道会及びその傘下組織に対する集中した取締りを全国警察一体となって展開し、山口組若頭（弘道会会長）、同組総本部長を始め同組直系組長、弘道会直系組長及び直系組織幹部を多数検挙した。

社会全体による暴力団排除の推進

【公共部門】

・ 公共事業等からの暴力団排除（P29参照）

公共事業からの暴力団排除については、第8回犯罪対策閣僚会議（平成18年12月開催）において示された「公共工事からの排除対象の明確化と警察との連携強化」及び「暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度の導入」に加え、第14回犯罪対策閣僚会議（21年12月開催）において示された「あらゆる公共事業等からの暴力団排除」及び「民間工事等からの暴力団排除」の取組を推進している。

22年中においては、国土交通省の中央建設業審議会が定める公共工事標準請負契約約款に暴力団排除条項が盛り込まれ、国の機関等に勧告がなされた。

・ 暴力団排除に関する条例の制定及び施行（P31参照）

暴力団を社会から孤立させていくため、暴力団排除に関する条例を制定し、又は制定に向けた取組を推進している地方自治体が相次いでいる。

・ 北九州地区における工藤會対策の推進（P32参照）

福岡県においては、極めて悪質な団体である四代目工藤會に対し、行政、財界、警察が一体となって各種対策を推進している。また、こうしたことを背景として、工藤會に対して地域住民が事務所撤去を求めるなど暴力団排除の気運が盛り上がりを見せている。

【民間部門】

・ 企業活動からの暴力団排除（P34参照）

企業活動からの暴力団排除については、「関係業界に対する指針の更なる普及啓発」、「暴力団排除意識の高い企業に対する評価方策の検討」、「公共事業等の契約の相手方企業やその下請企業等に対する指針に基づく取組の啓発」、「業種ごとの標準契約約款における暴力団排除条項のモデル作成の支援」、「経済団体及び関係業界団体との連携の強化」及び「業の主体からの暴力団等の排除」の取組を推進している。

・ 証券取引における暴力団排除（P35参照）

日本証券業協会は、会員に対して取引約款等への暴力団排除条項の導入を義務付けることなどを規定した自主規制規則を制定し、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組を推進している。

・ 金融機関の取引における暴力団排除（P35参照）

銀行以外の金融機関においても普通預金取引等からの暴力団排除の取組がなされ、社団法人全

国労働金庫協会、社団法人信託協会、ＪＡバンク及びＪＦマリンバンクは、暴力団排除条項の参考例を会員等に示し、株式会社ゆうちょ銀行、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫は、暴力団排除条項を導入した。

- **建設業界における暴力団排除（P35参照）**

社団法人日本建設業団体連合会及び社団法人全国建設業協会は、それぞれ会員に対し「暴力団排除条項の参考例」を示し、その導入を促進している。

- **大相撲からの暴力団排除（P36参照）**

日本相撲協会は、21年7月場所（名古屋場所）において、暴力団員が維持員席で相撲観戦した問題を契機として暴力団排除に取り組み、22年8月に暴力団排除宣言を実施、9月に暴力団等排除対策委員会を発足させるなど、維持員席からの暴力団排除や協会員と暴力団との関係遮断等の諸対策を実施している。

2 暴力団その他反社会的勢力の情勢

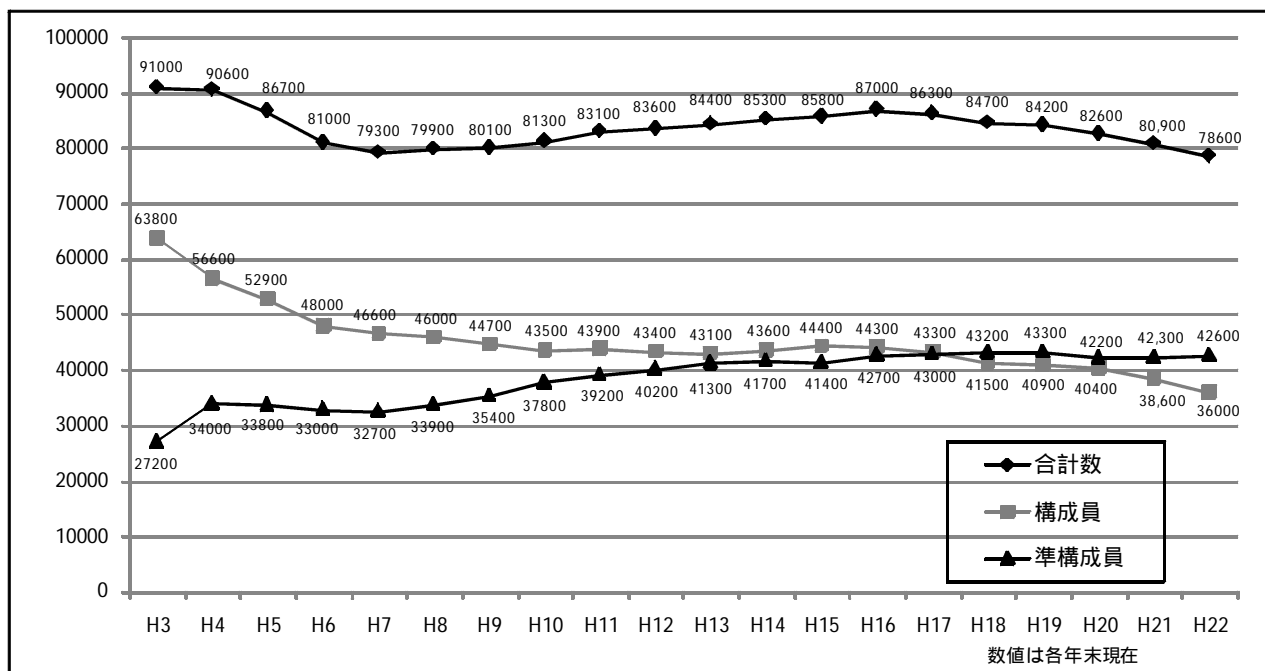
(1) 暴力団構成員等の状況

暴力団構成員及び準構成員（以下「暴力団構成員等」という。）の数は、平成22年末現在78,600人^注で、前年に比べ2,300人減少し、暴力団対策法施行後最少となった。うち、暴力団構成員の数は36,000人で、前年に比べ2,600人減少し、5年連続で暴力団対策法施行後最少を更新した。準構成員の数は42,600人で、前年に比べ300人増加した（図表1-1）。

また、主要3団体（山口組、住吉会及び稲川会）の暴力団構成員等の数は56,600人（全暴力団構成員等の72.0%）で、このうち暴力団構成員の数は27,700人（全暴力団構成員の76.9%）であり、主要3団体による寡占状態が続いている。

中でも山口組は、前年に比べ暴力団構成員等の数は減少しているものの、全暴力団構成員等の数の44.4%（うち構成員については全暴力団構成員の48.1%）を占めており、依然として一極集中の状態が顕著である（図表1-2）。

図表1-1 暴力団構成員等の推移



図表1-2 主要3団体の暴力団構成員等の比較

		22年末の概数	21年末からの増減	全体の構成比	
主要3団体	六代目山口組	構成員	17,300	-1,700	44.4% (構成員48.1%)
		準構成員	17,600	200	
		計	34,900	-1,500	
	住吉会	構成員	5,900	-200	16.0% (構成員16.4%)
		準構成員	6,700	0	
		計	12,600	-200	
稲川会	構成員	4,500	-200	11.6% (構成員12.5%)	
	準構成員	4,600	-100		
	計	9,100	-300		
3団体合計		構成員	27,700	-2,100	72.0% (構成員76.9%)
		準構成員	28,900	100	
		計	56,600	-2,000	

注：本章における暴力団構成員等の数は概数であり、増減及び構成比は概数上のものである。

(2) 主要暴力団の動向

ア 山口組の動向

山口組は、組長が収監された17年12月以降、ナンバー2の地位にある若頭を中心に運営がなされている状況にあり、対内的には徹底した統制を敷く一方、対外的には他団体と友誼関係を構築しながら山口組の一極集中を進めて、その勢力を誇示しているが、11月から12月にかけて、若頭及び総本部長が相次いで逮捕されたことから、今後の動向が注目される。

(ア) 新年会の開催

1月、山口組総本部事務所において、組長の誕生祝いを兼ねた新年会を開催し、いわゆる「親戚団体」である共政会等全国8つの指定暴力団等のトップらの参加を得るなど、全国に山口組の勢力を誇示した。

(イ) 指定暴力団としての7回目の指定

6月、兵庫県公安委員会から、指定暴力団として7回目の指定を受けた。

(ウ) 最高顧問の死亡

9月、最高顧問が死去し、兵庫県神戸市北区に所在する葬祭場において、山口組組葬を実施した。

(エ) 納会の中止

前記のとおり、若頭及び総本部長が相次いで逮捕されたことなどを受けて、年末の定例行事である納会の開催を中止した。

12月、納会に代えて定例会を開催し、23年の山口組指針「慶復協心（組長が帰ってくることを喜び、心を合わせて物事をなすことの意）」を発表するなど、組長の出所に組織の目を向けさせ、動揺する組織の沈静を図る動きを見せた。

イ 住吉会の動向

住吉会は、山口組に次ぐ勢力を有し、関東を中心に強固な地盤を持つ団体である。また、関東の博徒系暴力団で構成される親睦団体に加入しており、定期的に行われる食事会に参加するなど、関東の他の暴力団とは比較的良好な関係にある。他方、関東進出が進む山口組とは、依然として緊張関係が続いており、今後の動向が注目される。

(ア) 新年会の開催

1月、埼玉県内の同会関連施設において、会長以下幹部が出席し、新年会を開催した。

(イ) 新役員人事の発表

2月、定例幹部食事会において、新役員人事を発表し、組織の体制固めを行った。

(ウ) 指定暴力団として7回目の指定

6月、東京都公安委員会から、指定暴力団として7回目の指定を受けた。

ウ 稲川会の動向

稲川会では、四代目会長が死去したことから、ナンバー2の地位にある理事長が五代目会長に就任した。五代目会長は、就任に当たり、山口組組長を後見人に据えるなどして、山口組との関係強化を組織の内外に誇示した。

(ア) 四代目会長の死去

2月、四代目会長が、入院中であった東京都内の病院において死去したことから、神奈川県内の同会関連施設において、稲川会葬を実施した。

(イ) 五代目会長の就任

4月、同関連施設において、五代目会長の継承儀式を実施した。また、同月、同所において、傘下組長等を子とする親子縁組盃儀式を実施するなど、新体制下における組織固めを行った。

(ウ) 指定暴力団として7回目の指定

6月、東京都公安委員会から、指定暴力団として7回目の指定を受けた。

(3) 暴力団以外の反社会的勢力の情勢

ア 総会屋・会社ゴロ等の状況

総会屋^{注1}及び会社ゴロ等（会社ゴロ^{注2}及び新聞ゴロ^{注3}をいう。以下同じ。）の数は、22年末現在、1,330人（前年比20人増）である（**図表1-3**）。

図表1-3 総会屋・会社ゴロ等の推移

区分	年次	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
総会屋	総会屋	430	420	390	370	350	340	330	310	300	290
	グループ構成員 ^{注4}	130	120	110	90	80	90	90	80	70	60
	単独人員	300	300	280	280	270	250	240	230	230	230
会社ゴロ等	会社ゴロ等	1,030	990	1,000	1,040	1,050	1,000	1,020	1,000	1,010	1,040
	グループ構成員	60	40	50	60	50	60	80	70	60	70
	単独人員	970	950	950	980	1,000	940	940	930	950	970
合計		1,460	1,410	1,390	1,410	1,400	1,340	1,350	1,310	1,310	1,330

注1：単位株を保有し、株主総会で質問、議決等を行うなど株主として活動する一方、コンサルタント料、新聞、雑誌等の購読料、賛助金等の名目で株主権の行使に関して企業から不当に利益の供与を受け又は受けようとしている者

注2：総会屋、新聞ゴロ以外で、企業等を対象として、経営内容、役員の不平等に付け込み、賛助会等の名目で金品を喝取するなど暴力的不法行為を常習とし又は常習とするおそれのある者

注3：総会屋以外で、新聞、雑誌等の報道機関の公共性を利用し、企業等の経営内容、役員の不平等に付け込み、広告料、雑誌購読料等の名目で金品を喝取するなど暴力的不法行為を常習とし又は常習とするおそれのある者

注4：「グループ構成員」とは、グループを形成する者をいう（以下同じ）。

イ 社会運動等標ぼうゴロの状況

社会運動等標ぼうゴロ（社会運動標ぼうゴロ^{注1}及び政治活動標ぼうゴロ^{注2}をいう。）の数は、22年末現在、7,360人（前年比130人減）である（**図表1-4**）。

図表 1 - 4 社会運動等標ぼうゴロの推移

区分 \ 年次	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
社会運動標ぼうゴロ	790	810	840	820	860	820	810	750	790	860
グループ構成員	500	500	510	450	470	430	430	350	390	440
単独人員	290	310	330	370	390	390	380	400	400	420
政治活動標ぼうゴロ	6,700	7,000	6,900	7,000	7,100	6,900	6,800	6,800	6,700	6,500
グループ構成員	5,000	5,300	5,300	5,300	5,400	5,200	5,100	5,100	5,000	5,100
単独人員	1,700	1,700	1,600	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,400
合計	7,490	7,810	7,740	7,820	7,960	7,720	7,610	7,550	7,490	7,360

注 1 : 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注 2 : 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

3 暴力団犯罪の検挙状況

(1) 全般的検挙状況

22年における暴力団構成員等の検挙人員は25,686人で、前年に比べ817人減少している。このうち、構成員の検挙人員は6,216人で、前年に比べ560人減少し、準構成員の検挙人員は19,470人で、前年に比べ257人減少している（**図表2 - 1、2**）。

暴力団構成員等の検挙人員を刑法犯、特別法犯別にみると、刑法犯は15,782人で、前年に比べ530人減少し、特別法犯は9,904人で、前年に比べ287人減少している。

また、暴力団構成員等の検挙人員を罪種別にみると、刑法犯では、窃盗が3,329人で前年に比べ193人増加している。特別法犯では、覚せい剤取締法違反が6,283人（麻薬特例法違反は含まない。）で前年に比べ130人増加している（**図表2 - 1**）。

暴力団構成員等の検挙件数は51,031件で、前年に比べ4,824件減少している。このうち、刑法犯の検挙件数は37,369件で、前年に比べ2,688件減少しており、特別法犯の検挙件数は13,662件で前年に比べ2,136件減少している。また、罪種別にみると、覚せい剤取締法違反が9,202件で前年に比べ300件増加する一方、窃盗が23,667件で前年に比べ1,082件、詐欺は3,356件で前年に比べ1,234件、それぞれ減少している（**図表2 - 3**）。

図表 2 - 1 暴力団構成員及び準構成員の罪種別検挙人員の推移

年次		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	前年比	
刑	殺人	183	188	220	204	178	-26	
	強盗	593	541	534	581	560	-21	
	放火	40	22	44	30	33	3	
	強姦	103	103	94	95	70	-25	
	凶器準備集合	31	14	13	3	4	1	
	暴行	1,376	1,210	1,235	1,165	1,130	-35	
	傷害	3,881	3,580	3,219	3,123	3,016	-107	
	脅迫	612	545	625	543	536	-7	
	恐喝	2,523	2,175	2,013	1,800	1,684	-116	
	窃盗	3,139	3,050	3,028	3,136	3,329	193	
	詐欺	1,785	1,743	1,846	2,072	1,960	-112	
	横領	97	83	99	64	82	18	
	文書偽造	309	308	353	350	317	-33	
	賭博	685	648	639	789	652	-137	
	わいせつ物頒布等	197	157	197	191	154	-37	
	公務執行妨害	488	518	457	433	450	17	
	うち競売等妨害	22	72	51	21	11	-10	
	犯	犯人蔵匿	84	72	47	78	58	-20
		証人威迫	8	2	5	2	5	3
逮捕監禁		299	276	239	278	202	-76	
信用毀損・威力業務妨害		63	83	62	41	49	8	
器物損壊		631	535	547	509	479	-30	
暴力行為		82	47	22	71	77	6	
その他刑法犯		807	721	704	754	757	3	
刑法犯合計		18,016	16,621	16,242	16,312	15,782	-530	
別		出入国管理・難民認定法	63	69	111	68	109	41
		軽犯罪法	288	316	234	201	183	-18
	めいてい者規制法	2	10	5	5	5	0	
	迷惑防止条例	244	218	190	234	290	56	
	暴力団対策法	5	10	10	10	4	-6	
	自転車競技法	66	58	48	91	36	-55	
	競馬法	48	48	41	35	14	-21	
	モーターボート競走法	47	27	36	53	73	20	
	小型自動車競走法	0	0	5	0	0	0	
	風営適正化法	503	629	516	454	469	15	
	青少年保護育成条例	106	107	97	103	81	-22	
	売春防止法	182	143	110	135	122	-13	
	児童福祉法	122	126	123	92	86	-6	
	出資法	93	115	126	89	74	-15	
	貸金業法	96	125	130	104	116	12	
	宅地建物取引業法	3	3	1	10	9	-1	
	建設業法	33	18	28	14	23	9	
	銃刀法	566	428	416	424	328	-96	
	火薬類取締法	1	4	4	3	2	-1	
	麻薬等取締法	141	130	119	99	46	-53	
	あへん法	0	1	0	0	1	1	
	大麻取締法	736	664	843	863	688	-175	
	覚せい剤取締法	6,043	6,319	5,735	6,153	6,283	130	
	毒劇物法	189	184	155	196	161	-35	
	廃棄物処理法	225	192	145	149	153	4	
	労働基準法	9	18	9	2	1	-1	
	職業安定法	26	19	20	17	22	5	
健康保険法	4	0	2	0	0	0		
労働者派遣事業法	19	7	16	13	10	-3		
旅券法	4	9	8	10	18	8		
麻薬等特例法	34	45	79	55	42	-13		
その他の特別法犯	503	506	460	509	455	-54		
特別法犯合計	10,401	10,548	9,822	10,191	9,904	-287		
総計	28,417	27,169	26,064	26,503	25,686	-817		

図表 2 - 2 暴力団構成員の罪種別検挙人員の推移

年次		年次					前年比	
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年		
罪種名								
刑	殺人	77	97	106	100	62	-38	
	強盗	163	163	138	153	127	-26	
	放火	12	4	11	1	7	6	
	強姦	23	24	13	15	18	3	
	凶器準備集合	15	11	9	3	2	-1	
	暴行	476	404	411	356	362	6	
	傷害	1,450	1,305	1,071	1,029	919	-110	
	脅迫	322	273	309	268	241	-27	
	恐喝	1,197	1,005	1,006	799	802	3	
	窃盗	634	610	617	509	527	18	
	詐欺	540	510	518	530	446	-84	
	横領	26	20	30	11	17	6	
	文書偽造	111	83	113	114	104	-10	
	法	賭博	66	107	107	133	81	-52
わいせつ物頒布等		8	12	22	20	6	-14	
公務執行妨害		137	121	114	102	101	-1	
うち競売等妨害		5	4	4	4	4	0	
犯人蔵匿		46	31	19	18	15	-3	
証人威迫		5	2	3	1	3	2	
逮捕監禁		115	136	103	147	71	-76	
信用毀損・威力業務妨害		29	33	27	18	10	-8	
器物損壊		230	169	157	152	110	-42	
暴力行為		52	20	13	38	34	-4	
その他刑法犯		253	228	204	186	169	-17	
刑法犯合計		5,987	5,368	5,121	4,703	4,234	-469	
特		出入国管理・難民認定法	4	1	1	2	4	2
		軽犯罪法	138	139	104	83	83	0
	めいてい者規制法	1	5	0	0	0	0	
	迷惑防止条例	71	74	44	37	39	2	
	暴力団対策法	4	10	9	10	4	-6	
	自転車競技法	23	28	25	28	11	-17	
	競馬法	2	13	16	13	4	-9	
	モーターボート競走法	16	9	9	11	11	0	
	小型自動車競走法	0	0	0	0	0	0	
	風営適正化法	36	42	42	27	34	7	
	青少年保護育成条例	36	38	20	20	21	1	
	売春防止法	19	12	7	19	5	-14	
	児童福祉法	35	36	34	30	18	-12	
	出資法	29	23	36	29	18	-11	
法	貸金業法	39	46	50	42	46	4	
	宅地建物取引業法	0	0	0	4	8	4	
	建設業法	6	1	7	3	1	-2	
	銃刀法	217	155	151	150	81	-69	
	火薬類取締法	1	2	2	1	0	-1	
	麻薬等取締法	17	26	31	10	6	-4	
	あへん法	0	0	0	0	0	0	
	大麻取締法	97	86	103	72	89	17	
	覚せい剤取締法	1,445	1,403	1,181	1,286	1,313	27	
	毒劇物法	23	22	13	27	15	-12	
	廃棄物処理法	74	50	28	29	35	6	
	労働基準法	4	12	2	1	0	-1	
	職業安定法	9	5	2	4	11	7	
	健康保険法	1	0	0	0	0	0	
犯	労働者派遣事業法	5	6	6	8	5	-3	
	旅券法	3	7	5	8	13	5	
	麻薬等特例法	12	25	22	5	12	7	
	その他の特別法犯	117	122	126	114	95	-19	
特別法犯合計	2,484	2,398	2,076	2,073	1,982	-91		
総計	8,471	7,766	7,197	6,776	6,216	-560		

図表 2 - 3 暴力団構成員及び準構成員の罪種別検挙件数の推移

罪種名		年次						
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	前年比	
刑	殺人	126	130	125	132	121	-11	
	強盗	440	411	388	473	366	-107	
	放火	52	45	45	29	45	16	
	強姦	108	127	95	102	68	-34	
	凶器準備集合	3	6	4	3	2	-1	
	暴行	1,313	1,278	1,257	1,172	1,181	9	
	傷害	3,308	3,030	2,782	2,605	2,620	15	
	脅迫	551	505	554	511	513	2	
	恐喝	1,968	1,688	1,578	1,403	1,357	-46	
	窃盗	27,023	27,914	27,675	24,749	23,667	-1,082	
法	詐欺	3,537	3,733	3,938	4,590	3,356	-1,234	
	横領	102	104	125	86	92	6	
	文書偽造	602	573	838	760	510	-250	
	賭博	127	304	154	277	143	-134	
	わいせつ物頒布等	144	127	146	140	130	-10	
	公務執行妨害	606	564	488	491	545	54	
	うち競売等妨害	10	17	12	8	6	-2	
	犯人蔵匿	68	54	43	58	50	-8	
	証人威迫	9	3	4	2	5	3	
	逮捕監禁	168	146	126	148	132	-16	
犯	信用毀損・威力業務妨害	51	57	44	36	27	-9	
	器物損壊	965	849	960	859	845	-14	
	暴力行為	43	30	13	44	46	2	
	その他刑法犯	1,429	1,324	1,218	1,387	1,548	161	
	刑法犯合計	42,743	43,002	42,600	40,057	37,369	-2,688	
	特	出入国管理・難民認定法	93	82	134	93	119	26
		軽犯罪法	338	335	257	230	200	-30
		めいてい者規制法	3	10	7	6	5	-1
		迷惑防止条例	239	196	177	225	269	44
		暴力団対策法	8	11	7	12	6	-6
自転車競技法		35	30	29	32	16	-16	
競馬法		34	18	21	12	6	-6	
モーターボート競走法		12	16	23	12	18	6	
小型自動車競走法		0	0	2	0	0	0	
風営適正化法		393	508	416	389	405	16	
別	青少年保護育成条例	150	155	120	131	102	-29	
	売春防止法	352	299	514	236	269	33	
	児童福祉法	159	179	128	88	76	-12	
	出資法	116	161	145	122	108	-14	
	貸金業法	100	171	150	130	120	-10	
	宅地建物取引業法	2	2	1	5	5	0	
	建設業法	23	11	18	11	13	2	
	銃刀法	745	580	578	557	460	-97	
	火薬類取締法	15	17	15	14	8	-6	
	麻薬等取締法	393	347	344	278	219	-59	
法	あへん法	2	2	2	3	1	-2	
	大麻取締法	1,196	1,121	1,354	1,280	1,068	-212	
	覚せい剤取締法	9,192	9,156	8,406	8,902	9,202	300	
	毒劇物法	239	211	181	232	183	-49	
	廃棄物処理法	208	179	134	133	132	-1	
	労働基準法	9	14	7	5	1	-4	
	職業安定法	37	16	25	17	18	1	
	健康保険法	2	0	1	1	1	0	
	労働者派遣事業法	6	6	11	12	9	-3	
	旅券法	5	13	9	11	22	11	
犯	麻薬等特例法	54	50	202	75	58	-17	
	その他の特別法犯	654	626	594	2,544	543	-2,001	
	特別法犯合計	14,814	14,522	14,012	15,798	13,662	-2,136	
	総計	57,557	57,524	56,612	55,855	51,031	-4,824	

(2) 主要3団体に係る犯罪の検挙状況

主要3団体の暴力団構成員等の検挙人員は20,822人、うち暴力団構成員の検挙人員は4,923人で、いずれも総検挙人員の約8割を占めている。特に、山口組については、暴力団構成員等の検挙人員が13,728人、暴力団構成員の検挙人員が2,859人で、いずれも総検挙人員の約5割を占めている（図表2-4）。

図表2-4 山口組、住吉会及び稲川会の暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
暴力団構成員等の 検挙人員(人)	30,917 (9,893)	30,824 (9,907)	30,550 (10,110)	29,325 (9,180)	29,626 (8,725)	28,417 (8,471)	27,169 (7,766)	26,064 (7,197)	26,503 (6,776)	25,686 (6,216)
うち山口組	15,354 (4,856)	15,958 (5,016)	16,272 (5,371)	15,421 (4,720)	15,675 (4,459)	15,139 (4,429)	14,869 (4,000)	14,261 (3,572)	14,208 (3,217)	13,728 (2,859)
うち住吉会	4,570 (1,378)	4,211 (1,401)	4,441 (1,425)	4,557 (1,310)	4,464 (1,228)	4,233 (1,214)	3,721 (1,106)	3,556 (1,068)	3,632 (1,059)	3,369 (997)
うち稲川会	3,888 (1,227)	3,972 (1,336)	3,935 (1,209)	3,823 (1,272)	3,978 (1,297)	4,022 (1,268)	3,825 (1,235)	3,819 (1,145)	3,687 (1,079)	3,725 (1,067)
3団体合計	23,812 (7,461)	24,141 (7,753)	24,648 (8,005)	23,801 (7,302)	24,117 (6,984)	23,394 (6,911)	22,415 (6,341)	21,636 (5,785)	21,527 (5,355)	20,822 (4,923)
全体に占める割合(%)	77.0 (75.4)	78.3 (78.3)	80.7 (79.2)	81.2 (79.5)	81.4 (80.0)	82.3 (81.6)	82.5 (81.7)	83.0 (80.4)	81.2 (79.0)	81.1 (79.2)

(3) 山口組・弘道会に対する集中取締り

近年の暴力団情勢は、山口組の一極集中が顕著であり、その弱体化を図ることが喫緊の課題となっていることから、強大化する山口組を事実上支配し、その中枢となっている弘道会及びその傘下組織に対する集中した取締りを全国警察一体となって展開し、山口組若頭（弘道会会長）、同組総本部長を始め同組直系組長、弘道会直系組長及び直系組織幹部を多数検挙した。

22年中は、山口組直系組長（2次組織の首領）25人（前年比19人増）を検挙している。

また、弘道会直系組長（山口組3次組織の首領）11人（同8人増）、弘道会直系組織幹部32人（同18人増）を検挙している。

【山口組直系組長の主要検挙事例】

山口組直系組長(57)が、組織の拠点として使用するための居室の賃借権を得ようと、他人名義で会社の社員寮として使用する旨の内容虚偽の入居申込書を提出するなどしてマンションの賃貸借契約を締結して、部屋の引渡しを受け、賃借権を不正に取得した事例（兵庫、6月検挙）

山口組直系組長(61)らが、県知事の免許を受けないで、組本部の土地の売買を行い、宅地建物取引業を営んだ事例（大阪・北海道、6月検挙）

山口組直系組長(62)らが、県知事の免許を受けないで、土地建物を購入して別の直系組長らに売却し、宅地建物取引業を営んだ事例（兵庫、9月検挙）

山口組若頭(63)が、直系組長らと共謀し、会社経営の男性から、みかじめ料名目で現金を喝取し

た事例（京都、11月検挙）

山口組総本部長(65)らが、配下の組員が拳銃を発砲する暴力行為を敢行したことに関し、公安委員会から暴力団対策法に基づく賞揚等禁止命令を受けたにもかかわらず、同組員の功績を称える慰労金を供与し、同命令に違反した事例（大阪、12月検挙）

【弘道会直系組長、幹部の主要検挙事例】

弘道会直系組織幹部(35)が、法定の除外事由がないのに、知合いの男性らを運送会社に労働者として働かせ、労働者供給事業を行った事例（愛知、4月検挙）

弘道会直系組長(43)が、交通事故で負傷したことを利用し、実際は稼働事実がないのにあるように装い、飲食店で稼働していたと内容虚偽の申告を行い、保険会社から休業損害補償金として現金を詐取した事例（栃木、4月検挙）

弘道会直系組長(53)が、他人名義でマンションの賃貸借契約を締結して、部屋の引渡しを受け、賃借権を不正に取得した事例（石川、5月検挙）

弘道会直系傘下組織幹部(37)が、同居していた男性の行為に腹を立て、頭部を殴打する暴行を加えて傷害を負わせた事例（愛知、7月検挙）

弘道会直系組長(47)及び同組幹部(41)が、会社役員の妻に対し、同役員に連絡をさせるよう要求した際、その対応に立腹して「いい気になりやがって。すぐ事務所に来い。」などと語気鋭く申し向け、団体の威力を示して脅迫した事例（警視庁、11月検挙）

(4) 対立抗争事件の発生状況等

ア 対立抗争事件の発生状況

22年中における対立抗争事件はなく、前年に比べ1件減少している（図表2-5）。

図表2-5 対立抗争事件の発生状況の推移

区分	年次	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
発生事件数(件)		5	7	7	6	6	0	3	1	1	0
うち山口組関与事件数		1	5	5	5	6	0	2	1	0	0
発生回数(回)		81	28	44	31	18	(15)	18	6	4	0
うち銃器使用回数		71	21	32	19	11	(8)	12	3	1	0
銃器使用率(%)		87.7	75.0	72.7	61.3	61.1	(53.3)	66.7	50.0	25.0	0.0
死者数(人)		4	2	7	4	2	0	8	3	2	0
うち暴力団構成員等以外		0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
負傷者数(人)		15	14	15	12	4	(6)	8	0	0	0
うち暴力団構成員等以外		1	0	0	2	0	0	0	0	0	0

注1：対立抗争事件においては、特定の団体間の特定の原因による一連の対立抗争の発生から終結までを「発生事件数」1事件とし、これに起因するとみられる不法行為の合計を「発生回数」としている。

注2：18年中に発生した道仁会と九州誠道会との間の内紛や対立による襲撃事件等とみられる事件に関するものについては、括弧内に計上した。

イ 銃器発砲事件の発生状況

暴力団等によるとみられる銃器発砲事件は17件で、前年に比べ5件減少している。これらの銃器発砲事件による死者は6人（前年比増減なし）で、負傷者は3人（同5人減）である（**図表2 - 6**）。

繁華街や住宅街等市民の身近な場所で拳銃使用事件が発生しており、暴力団等による拳銃発砲は、依然として社会にとって大きな脅威となっている。

稲川会傘下組織幹部（31）が、繁華街の飲食店において、怨恨ある知人に対し拳銃を発射して殺害した事例（神奈川、1月発生・2月検挙）

稲川会傘下組織幹部（43）が、住宅街のアパートにおいて、痴情のもつれの仲裁に入った知人に対し拳銃を発射して殺害した事例（神奈川、2月発生・検挙）

住吉会傘下組織組長（45）が、住宅街の路上において、怨恨ある知人に対し拳銃を発射して負傷させた事例（千葉、9月発生・検挙）

図表2 - 6 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生状況の推移

区分 \ 年次	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
発 砲 事 件 数 (件)	178	112	104	85	51	36	41	32	22	17
うち対立抗争によるもの	71	21	32	19	11	0	12	3	1	0
死 者 数 (人)	24	18	28	15	7	2	12	8	6	6
負 傷 者 数 (人)	20	20	27	12	6	8	7	5	8	3

注：「暴力団等によるとみられる銃器発砲事件」とは、暴力団構成員等による銃器発砲事件及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件をいう。

ウ 拳銃押収丁数

暴力団構成員等からの拳銃押収数は98丁で、前年に比べ50丁減少している（**図表2 - 7**）。

拳銃等の銃器は、暴力団にとって組織の力を象徴する最も強力な武器であることから、依然として大量の拳銃等を組織的に管理した上、自宅や組事務所以外の場所に分散して保管するなど、巧妙に隠匿している実態がうかがえる。

【自宅や組事務所以外の場所に保管していた事例】

山口組傘下組織組員（25）らが、知人方居宅に隠匿していた拳銃3丁、実包99個を発見、押収した事例（香川、2月押収）

稲川会傘下組織組員（37）が、空家の天井裏に隠匿していた拳銃1丁、実包13個を発見、押収した事例（神奈川、2月押収）

道仁会傘下組織組員（50）らが、自己が使用する普通乗用自動車の中に隠匿していた拳銃5丁、実包66個を発見、押収した事例（福岡、3月押収）

稲川会傘下組織組長（33）が、貸倉庫内に隠匿していた拳銃1丁、実包28個を発見、押収した事例（群馬、5月押収）

山口組傘下組織幹部(62)らが、隠匿場所である知人宅の床下から持ち出した拳銃3丁、実包44個を発見、押収した事例（和歌山、10月押収）

図表2-7 暴力団構成員等からの拳銃押収丁数の推移

区分 \ 年次	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
押収拳銃総数(丁)	591	327	334	309	243	204	231	166	148	98
真正銃(丁)	565 95.6%	301 92.0%	308 92.2%	276 89.3%	216 88.9%	187 91.7%	223 96.5%	158 95.2%	129 87.2%	96 98.0%
改造銃(丁)	26 4.4%	26 8.0%	26 7.8%	33 10.7%	27 11.1%	17 8.3%	8 3.5%	8 4.8%	19 12.8%	2 2.0%

注：各下段は、押収拳銃総数に占める割合である。

(5) 組織的犯罪処罰法（加重処罰関係）の適用状況

暴力団構成員等に係る組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）の加重処罰関係の規定等の適用状況については、組織的な犯罪の加重処罰を規定した第3条違反の検挙件数が18件で、前年に比べ1件増加、組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等について規定した第7条違反の検挙件数が3件で、前年に比べ1件増加している（図表2-8）。

組織的な犯罪の加重処罰規定（第3条）を適用した事例では、暴力団幹部が中心となって犯罪を組織的に敢行したり、不正権益を獲得、維持又は拡大することを目的として敢行したりする事例がみられる。

山口組傘下組織組長(62)が、配下組員が殺害されたことへの報復として、配下組員らと共に、20年4月、団体の活動として組織により、住吉会傘下組織幹部を拳銃で射殺した事例（埼玉、3月起訴）

山口組傘下組織組長(60)が、配下組員らと共に、19年5月、団体の活動として組織により、山口組の運営に不満を持つ同組傘下組織の組長を刃物で刺殺した事例（兵庫、4月検挙）

山口組傘下組織組長(53)が、同組織に不正権益を得させる目的で、配下幹部らと共に、会社経営の男性からみかじめ料名目で現金を喝取した事例（京都、5月起訴）

山口組傘下組織の関係者(50)らが、組織的にカジノ賭博店を運営し、パカラ賭博を開帳して利益を図った事例（北海道、9月起訴）

図表2-8 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（加重処罰）の適用状況（件数）

区分 \ 年次	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
組織的な犯罪の加重処罰(3条)	9	10	13	18	26	16	16	12	17	18
組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等(7条)	1	0	1	0	0	1	0	0	2	3

(6) 資金獲得犯罪の検挙状況

ア 22年の暴力団等の資金獲得犯罪の特徴

22年の暴力団等の資金獲得犯罪の検挙人員の状況を見ると、前年に比べ、恐喝、詐欺、賭博等は減少しているものの、覚せい剤取締法違反と窃盗の増加が目立つ。

【窃盗事犯】

山口組傘下組織幹部(41)が、スーパーマーケットの食料品売場に陳列されていた発泡酒2箱を万引きした事例(岐阜、2月検挙)

山口組傘下組織組員(27)が、深夜、衣料量販店に侵入し、同店から衣料品約260点を窃取した事例(愛知、2月検挙)

小桜一家傘下組織幹部(31)らが、道路を歩行中の被害者から現金の入った手提げバックをひったくり窃取した事例(鹿児島、2月検挙)

山口組傘下組織組員(34)が、深夜、自動車修理工場に侵入し、同工場事務所から現金を窃取した事例(長野、4月検挙)

山口組傘下組織幹部(45)らが、パチンコ店において、所携の電子機器等を使用してパチンコ台のセンサーを誤作動させ、パチンコ玉約9,600個を窃取した事例(青森、8月検挙)

工藤會傘下組織組長(51)が、クレジット会社の機械審査で、無職であるにもかかわらず会社に勤務し収入があるように装って申請を行い、同社から郵送されたクレジットカードを受領して窃取した事例(長崎、福岡、10月検挙)

【覚醒剤事犯】

山口組傘下組織組長(59)が、自宅において、拳銃とともに覚醒剤を所持していた事例(大阪、5月検挙)

稲川會傘下組織組員(36)らが、密売目的で、マンションの一室やコインロッカー内に大量の覚醒剤を隠匿所持していた事例(警視庁、7月検挙)

山口組傘下組織幹部(33)が、路上で受け渡しを行う方法で、覚醒剤を密売していた事例(奈良、9月検挙)

イ 組織的犯罪処罰法(マネー・ローンダリング関係)の適用状況

暴力団構成員等に係る組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング関係の規定の適用状況については、犯罪収益等隠匿事件(第10条)が46件で、前年に比べ3件減少し、犯罪収益等收受事件(第11条)が44件で、前年に比べ3件増加している。また、起訴前没収保全命令(第23条)については36件の適用があり、前年に比べ13件増加している(図表2-9、10)。

犯罪収益等隠匿事件(第10条)としては、暴力団員等が他人名義の口座を使用し犯罪収益の取得について事実を偽装している実態がうかがえる。

犯罪収益等收受事件(第11条)としては、縄張内の風俗営業店の経営者等からみかじめ料名目で犯罪収益を收受したり、配下組員が犯罪を犯して得た犯罪収益を收受したりする事例がみられる。

【犯罪収益等隠匿事件】

極東会傘下組織幹部(47)が、貸金業法及び出資法違反に係る犯罪収益の帰属を偽装しようと企て、顧客からの元本ないし利息の支払に際して、同人が管理する他人名義の預金口座に振込送金させ、犯罪収益等の取得につき事実を偽装した事例（山形、1月検挙）

山口組傘下組織の関係者(60)らが、わいせつ図画であるDVDの販売に係る犯罪収益の帰属を偽装しようと企て、不特定多数の者からの代金の支払に際して、同人らが管理する他人名義の預金口座に振込送金させ、犯罪収益等の取得につき事実を偽装した事例（岐阜、4月検挙）

【犯罪収益等收受事件】

山口組傘下組織幹部(38)らが、風俗営業店の経営者から、売春の周旋をしたことにより得た犯罪収益の一部を、その情を知りながら、みかじめ料名目で收受した事例（大分、1月検挙）

稲川会傘下組織幹部(41)が、ゲーム機賭博（スロット）を開帳していた者から、賭博により得た犯罪収益の一部を、その情を知りながら、みかじめ料名目で收受した事例（静岡、3月検挙）

山口組傘下組織幹部(41)が、配下組員らが設備資金融資名下に金融機関から詐取した犯罪収益の一部を、その情を知りながら、收受した事例（秋田、12月検挙）

図表2-9 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）の適用状況（件数）

区分	年次	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
犯罪収益等隠匿(10条)		5	9	25	29	21	18	35	41	49	46
犯罪収益等收受(11条)		2	7	10	11	27	35	25	21	41	44
起訴前の没収保全命令(23条)		1	4	3	5	0	3	7	21	23	36

図表2-10 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）の適用状況（22年・前提犯罪の内訳・件数）

前提犯罪の罪種名	10条	11条	23条	合計
詐欺	10	14	1	25
貸金業法・出資法	16	1	8	25
売春防止法・児童福祉法		15	6	21
常習賭博等	2	8	9	19
わいせつ物頒布等・児童買春等処罰法	7	1	6	14
窃盗	6	3	1	10
薬事法	3		1	4
盗品有償譲受け	1	2		3
商標法	1		1	2
強盗			1	1
廃棄物処理法			1	1
労働者派遣業法			1	1
合計	46	44	36	126

ウ 伝統的資金獲得犯罪

暴力団の伝統的資金獲得犯罪としては、覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及び公営競技関係4法違反（競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反をいい、以下「ノミ行為等」という。）が挙げられる。これらの犯罪に係る暴力団構成員等の検挙人員は8,742人（前年比179人減）で、暴力団構成員等の総検挙人員の34.0%（同0.3ポイント増）を占めており、伝統的資金獲得犯罪は、依然として、暴力団の有力な資金源となっている（**図表2-11**）。

また、伝統的資金獲得犯罪に係る暴力団構成員等の検挙人員について、暴力団構成員等以外も含めた全体の検挙人員に対する割合をみると、5割程度で推移しており、この種の犯罪は、暴力団構成員等が敢行する割合が高い（**図表2-12**）。

罪種別にみると、覚せい剤取締法違反の検挙人員は6,283人（同130人増）で、前年に比べて増加している一方、恐喝、賭博及びノミ行為等の検挙人員は前年に比べ、いずれも減少している（**図表2-11**）。

【賭博事犯】

稲川会傘下組織組長(57)らが、組事務所において、マージャン賭博を開帳し、寺銭名下に金銭を徴収した事例（新潟、5月検挙）

山口組傘下組織幹部(42)が、電話で申込みを受ける方法により、野球賭博を開帳し、利益を収めた事例（兵庫、6月検挙）

工藤会傘下組織組長(62)らが、サイコロの出た目の数で勝負を決めるタブサイ賭博を開帳し、寺銭名下に金銭を徴収した事例（福岡、10月検挙）

【ノミ行為事犯】

山口組傘下組織幹部(39)らが、競艇や競輪の大規模な闇券売場を開設し、不特定の客を相手に賭金で勝舟等を予想させて、予想が的中したときには主催者が払い戻す金額と同額の配当金を支払い、的中しないときには賭金全額を徴収する約束の下に勝舟投票等の類似行為を行い利益を収めた事例（大阪、10月検挙）

【恐喝事犯】

山口組傘下組織幹部(42)らが、態度が悪いと因縁を付け、飲食店経営者からみかじめ料名目で現金を喝取した事例（岩手、4月検挙）

住吉会傘下組織幹部(72)らが、持ちかけた儲け話を断った会社の役員を脅迫し、現金を喝取した事例（山形、4月検挙）

山口組傘下組織幹部(37)らが、野球賭博の口止め料名下に被害者の男性を脅迫し、現金を喝取しようとした事例（警視庁、8月検挙）

工藤会傘下組織幹部(51)らが、パチンコ店を経営する会社の役員を脅迫し、みかじめ料名下に現金を喝取しようとした事例（福岡、9月検挙）

図表 2 - 11 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
暴力団構成員等の総検挙人員(人)	30,917 (9,893)	30,824 (9,907)	30,550 (10,110)	29,325 (9,180)	29,626 (8,725)	28,417 (8,471)	27,169 (7,766)	26,064 (7,197)	26,503 (6,776)	25,686 (6,216)
うち伝統的資金獲得 犯罪検挙人員(人)	12,100 (3,572)	11,398 (3,439)	10,128 (3,385)	9,379 (3,054)	10,467 (3,083)	9,412 (2,749)	9,275 (2,565)	8,517 (2,344)	8,921 (2,270)	8,742 (2,222)
割合(%)	39.1 (36.1)	37.0 (34.7)	33.2 (33.5)	32.0 (33.3)	35.3 (35.3)	33.1 (32.5)	34.1 (33.0)	32.7 (32.6)	33.7 (33.5)	34.0 (35.7)
覚せい剤	7,298 (1,949)	6,699 (1,896)	6,016 (1,786)	5,412 (1,514)	6,810 (1,688)	6,043 (1,445)	6,319 (1,403)	5,735 (1,181)	6,153 (1,286)	6,283 (1,313)
恐喝	3,070 (1,398)	2,954 (1,325)	3,092 (1,462)	2,808 (1,358)	2,619 (1,232)	2,523 (1,197)	2,175 (1,005)	2,013 (1,006)	1,800 (799)	1,684 (802)
賭博	1,238 (118)	1,374 (117)	780 (72)	837 (90)	845 (97)	685 (66)	648 (107)	639 (107)	789 (133)	652 (81)
ノミ行為等	494 (107)	371 (101)	240 (65)	322 (92)	193 (66)	161 (41)	133 (50)	130 (50)	179 (52)	123 (26)

注：括弧内は、暴力団構成員等の検挙人員のうち、暴力団構成員の検挙人員を指す。

図表 2 - 12 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員等の検挙人員とその占める割合の推移

区分 \ 年次	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
伝統的資金獲得犯罪の合計	12,100	11,398	10,128	9,379	10,467	9,412	9,275	8,517	8,921	8,742
暴力団構成員等が占める割合	39.4%	40.9%	40.3%	44.6%	48.2%	50.0%	49.6%	50.5%	52.2%	51.1%
覚せい剤	7,298	6,699	6,016	5,412	6,810	6,043	6,319	5,735	6,153	6,283
暴力団構成員等が占める割合	40.8%	40.2%	41.3%	44.5%	51.4%	52.6%	53.1%	52.7%	53.3%	52.9%
恐喝	3,070	2,954	3,092	2,808	2,619	2,523	2,175	2,013	1,800	1,684
暴力団構成員等が占める割合	30.1%	33.5%	36.2%	39.8%	40.7%	43.7%	43.0%	45.0%	45.4%	44.8%
賭博	1,238	1,374	780	837	845	685	648	639	789	652
暴力団構成員等が占める割合	59.6%	71.3%	45.2%	58.9%	47.7%	49.7%	42.4%	47.0%	57.3%	49.4%
ノミ行為等	494	371	240	322	193	161	133	130	179	123
暴力団構成員等が占める割合	88.8%	77.5%	78.2%	83.0%	83.5%	87.0%	65.2%	77.4%	87.7%	96.9%

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、伝統的資金獲得犯罪（各罪種）の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

エ 企業活動を利用した資金獲得犯罪

暴力団は、実質的にその経営に関与している暴力団関係企業を通じたり、暴力団を利用する企業と結託したりして、金融業、建設業等各種事業活動に進出し、暴力団の威力を背景としつつも一般の経済取引を装い、様々な犯罪を引き起こしている。

(ア) 金融業

暴力団は、無登録で貸金業を営み、高金利で貸し付けるなど、いわゆる「ヤミ金融」を営み、資

金獲得を図っている実態がうかがえる（図表2 - 13、14）。

山口組傘下組織幹部(31)が、無登録で現金を貸し付け、貸金業を営んだ事例（岐阜、5月検挙）

山口組傘下組織幹部(39)らが、無登録で貸金業を営み、法定限度を超過する利息を受領した事例（香川、10月検挙）

図表2 - 13 貸金業法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
暴力団構成員等の検挙人員	64	52	130	129	72	96	125	130	104	116
うち暴力団構成員の検挙人員	20	23	63	53	29	39	46	50	42	46
暴力団構成員等が占める割合	48.1%	38.5%	45.8%	42.7%	32.0%	36.4%	33.1%	40.9%	37.8%	39.2%

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、貸金業法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

図表2 - 14 出資法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
暴力団構成員等の検挙人員	76	68	258	160	90	93	115	126	89	74
うち暴力団構成員の検挙人員	31	25	77	46	35	29	23	36	29	18
暴力団構成員等が占める割合	27.1%	25.3%	34.3%	24.4%	20.7%	22.6%	21.5%	25.5%	22.5%	25.1%

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、いわゆる出資法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

(イ) 建設業

暴力団は、自ら建設業を経営したり、建設業者と結託したりするなどして、談合、詐欺等の犯罪により資金獲得を図っている実態がうかがえる。

道仁会関係の建設会社の実質経営者(50)が、公共工事の指名競争入札に際し、自己の会社に落札させようと企て、入札参加業者らと共謀して、談合を行った事例（熊本、2月検挙）

山口組傘下組織組長(62)が、建設会社役員と共謀して、マンションの修繕工事に関し、工事を施工している事実がないのにあるように装って、工事を請け負った下請会社から工事代金を詐取した事例（大阪、3月検挙）

共政会関係の建設会社役員(50)らが、別の建設会社が請け負った道路整備工事を妨害しようと企て、施工区域内にブロック等の資材を放置して同社の業務を妨害した事例（広島、6月検挙）

(ロ) 労働者派遣事業

暴力団は、労働者派遣事業を営み、建設現場等へ労働者を違法に派遣し、不正な収益を得ている実態がうかがえる。

山口組傘下組織幹部(32)が、業として、雇用した労働者を他社に対し作業員として派遣し、

工事現場においてブロック積み作業等の建設業務に従事させ、禁止業務について労働者派遣事業を行った事例（岐阜、3月検挙）

合田一家傘下組織幹部(64)が、業として、雇用した労働者を他社に対し作業員として派遣し、工事現場において配管業務等の建設業務に従事させ、禁止業務について労働者派遣事業を行った事例（山口、5月検挙）

山口組傘下組織幹部(31)が、業として、雇用した労働者を他社に対し作業員として派遣し、工事現場において足場組立て等の建設業務に従事させ、禁止業務について労働者派遣事業を行った事例（和歌山、5月検挙）

(I) 風俗営業

暴力団は、無許可で、飲食店等の風俗営業を営むほか、繁華街等の風俗営業店に介入し、売春等の違法行為で得た犯罪収益等を資金源としている実態がうかがえる。

山口組傘下組織幹部(44)が、無店舗型性風俗店従業員らの売春のあっせんで得た犯罪収益の一部をみかじめ料名目で收受した事例（熊本・大分・宮崎・鹿児島、1月検挙）

山口組傘下組織幹部(36)が、公安委員会の許可を受けないで、従業員をして客に対し接待をさせた上、酒類等を提供させて飲食させ、無許可で風俗営業を営んだ事例（福島、6月検挙）

山口組傘下組織幹部(38)らが、個室付浴場において遊客に対し性交類似行為及び性交をさせる業務に従事させることを知りながら、女性を同浴場に雇い入れさせ、公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で職業あっせんを行った事例（香川、8月検挙）

山口組傘下組織の関係者(58)らが、女性が遊客を相手方として売春を行うことを知りながら、店舗内に設けた個室を同女らに使用させ、売春を行う場所を提供することを業とした事例（新潟、9月検挙）

オ 企業対象暴力及び行政対象暴力

暴力団構成員等、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロによる企業対象暴力並びに行政対象暴力事犯の検挙件数は462件（前年比120件増）となっている。このうち、企業対象暴力事犯は349件（同55件増）、行政対象暴力事犯は113件（同65件増）となっている。

また、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロの検挙人員は300人（同91人増）、検挙件数は229件（同65件増）であった。

(7) 企業対象暴力

暴力団構成員等反社会的勢力が、依然として、企業に対して威力を示すなどして、不当な要求を行っている状況がうかがえる。

社会運動等標ぼうゴロ(62)らが、政治団体等を名乗って書籍の販売名目で企業を脅迫して、現金を喝取した事例（岡山、1月検挙）

会津小鉄会傘下組織幹部(52)が、公共工事を受注した建設会社の役員に対し、自分が紹介した会社を下請工事を発注するよう要求し、これに応じなければ生命、身体等に危害を加えるかも知れないと脅迫し、同人に義務のないことを行わせようとした事例（京都、4月検挙）

稲川会傘下組織幹部(46)が、金融機関に自己の誤振込についての訂正手続を要求したが、支店長らに断られたことに腹を立て、自己の要求に応じなければ生命、身体に危害を加えるかも知れないと脅迫し、同人らに義務のないことを行わせようとした事例（岐阜、8月起訴）
また、総会屋等を会社法違反（利益供与要求）で検挙した事例もみられる（図表2 - 15）。

自称総会屋(54)が、株式会社の役員に対し、「株主総会はシャンシャン総会で終わるのがベスト。雑誌を出していて、大体1冊1万円なんですよ。」などと言って、株主の権利の行使に関して利益の供与を要求した事例（警視庁、6月検挙）

図表2 - 15 会社法（旧商法）違反事件の検挙件数の推移

区分 \ 年次	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
利益受供与	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0
利益供与要求	2	3	1	2	3	3	2	2	1	2

注1：ここでいう会社法（旧商法）違反は、利益受供与、利益供与要求によるものである。

注2：検挙件数は、特定の期間における特定の会社を背景とした利益受供与等を1事件と計上している。例えば、一つの会社において、特定の期間における数回にわたる数人の者による利益受供与は、1事件と計上する。

(イ) 行政対象暴力

暴力団構成員等反社会的勢力が、依然として、行政に対して、不当要求を行っている状況がうかがえる。

松葉会傘下組織組員(42)が、暴力団構成員であることを隠して、暴力団関係者と関わりを持っていないとする誓約書を福祉事務所に提出するなどし、生活保護費を詐取した事例（千葉、5月検挙）

山口組傘下組織組員(61)が、市職員に対し、生活保護費を直ちに支給しなければその生命、身体等に危害を加えかねないと脅迫した事例（大阪、5月検挙）

稲川会傘下組織幹部(39)が、市職員に対し、滞納税徴収のための債権差押えを解除するよう要求し、この要求に応じなければ身体等に危害を加えかねないと脅迫した事例（神奈川、11月起訴）

カ 金融・不良債権関連事犯

暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙件数は35件で、前年に比べ10件減少している（図表2 - 16）。

企業融資等に関する融資詐欺事件といった融資過程におけるものが33件（前年比6件減）で、虚偽内容の書類を作成、提出し、金融機関から多額の現金を詐取するなど、暴力団が組織的に資金を得ようとしている実態がうかがえる。

山口組傘下組織幹部(45)らが、金融機関に対し、清掃業を営むと偽って架空の申請書類や見積書等を提出するなどし、設備資金名目で融資金を詐取した事例（神奈川、1月検挙）

山口組傘下組織組員(37)らが、金融機関に対し、稼働事実がないのに給与所得があるように装った内容虚偽の借入申込書等を提出するなどし、住宅ローン名目で融資金を詐取した事例（愛知、9月検挙）

住吉会傘下組織幹部(60)が、勤務先から解雇された事実等がないのにあるように装って、離職証明書等を金融機関に提出するなどし、就職安定資金名目で融資金を詐取した事例（栃木、9月検挙）

一方、債権回収過程におけるものは2件（前年比4件減）で、暴力団が強制執行を妨害するなどの事例がみられた。

山口組傘下組織幹部(54)らが、組事務所の土地建物を差押えられないよう虚偽の不動産登記し、強制執行を免れる目的で仮装した債務を負担した事例（兵庫、12月検挙）

図表 2 - 16 暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯検挙件数の推移

区分 \ 年次	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
融資過程	27	9	13	11	12	14	15	12	39	33
債権回収過程	74	63	63	43	38	21	10	6	6	2
合計	101	75	76	55	51	36	25	18	45	35

注1：「融資過程」とは「融資過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

注2：「債権回収過程」とは「債権回収過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

注3：平成14年の合計には「その他の金融機関の役職員による犯罪」を3件、また、平成16年、平成17年及び平成18年の合計にはそれぞれ1件を含む。

4 暴力団対策法の施行状況等

(1) 指定状況

6月15日、山口組が兵庫県公安委員会により、住吉会及び稲川会が東京都公安委員会によりそれぞれ7回目の指定を受けたほか、14団体が7回目の指定を受けた。

なお、12月末現在、22団体が指定暴力団として指定されている（**図表3-1**）。

(2) 行政命令の発出状況

ア 中止命令

暴力団対策法施行後の中止命令の累計は、37,047件に上っている。

22年における中止命令の発出件数は2,130件で、前年に比べ11件増加している（**図表3-2**）。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（9条）に対するものが1,473件（前年比31件増）と全体の69.2%を、加入強要、脱退妨害（16条）に対するものが380件（同1件増）と全体の17.8%を占めている（**図表3-3**）。

暴力的要求行為（9条）に対する中止命令の発出件数を条項別にみると、不当贈与要求（2号）に対するものが734件（同13件増）、みかじめ料要求（4号）に対するものが159件（同17件減）、用心棒料等要求（5号）に対するものが379件（同46件増）となっている。

加入強要、脱退妨害（16条）に対する中止命令の発出件数を条項別にみると、少年に対する加入強要・脱退妨害（1項）が43件（同19件増）、威迫による加入強要・脱退妨害（2項）が308件（同16件減）となっている。

団体別では、主要3団体のうち、山口組に対するものが831件（同12件減）と最も多く、全体の39.0%を占め、次いで住吉会369件（同1件増）、稲川会313件（同17件減）の順となっている（**図表3-3**）。

稲川会傘下組織幹部(43)が、カラオケスナックの経営者に対し、稲川会の威力を示して、「ディナーショー、お付き合い頼みますよ。」と告げたがこれを拒絶されるや、「じゃあ、いつものお飾りは頼みますよ。」などと告げて、前記店舗における日常業務に用いるディナーショーのチケットを購入すること及び正月用飾り物を購入することを要求した事例（神奈川、1月）

山口組傘下組織幹部(29)が、交友者である男性に対し、山口組の威力を示して、「辞めたいなら刈谷から出て行け。そうじゃないと後援会を抜けることは許さない。毎月の後援会費は支払ってもらおうぞ。」などと告げて、後援会費名目で金品その他の財産上の利益の贈与をみだりに要求した事例（愛知、2月）

住吉会傘下組織組員(51)が、成田国際空港ターミナルにおいて、旅客運送業の男性に対し、住吉会の威力を示して、「ここで仕事をするならいくらか払ってくれ。」などと告げて、旅客運送業を営むことを容認する対償として金品等その他の財産上の利益の供与を要求した事例（千葉、7月）

山口組傘下組織幹部(47)が、利息制限法に規定する制限額を超える利息を払う約定で借り入れ

た男性に対し、山口組の威力を示して、「わかるだろう、俺がいいと言っても俺の若い衆が治まらないんだよ。」などと告げて、借入れに係る債務の履行を要求した事例（警視庁、11月）

図表3 - 2 行政命令の発出件数の推移

区分 \ 年次	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
中止命令	2,238	2,599	2,609	2,717	2,668	2,488	2,427	2,270	2,119	2,130
再発防止命令	96	141	114	161	112	128	110	86	65	85
防止命令	-	-	-	-	-	-	-	3	0	8
禁止命令	-	-	-	-	-	-	-	61	30	8
事務所使用制限命令	8	0	6	0	1(1)	0	0	0	0	0

注：括弧内は撤回した仮命令の件数を外数で示している。事務所使用制限に係る仮命令を発出したところ、事務所が撤去されたことから、撤回したものである。

イ 再発防止命令

暴力団対策法施行後の再発防止命令の累計は、1,476件に上っている。

22年における再発防止命令の発出件数は85件で、前年に比べ20件増加している（図表3 - 2）。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（9条）に対するものが61件（前年比6件増）と全体の71.8%を、加入強要、脱退妨害（16条）に対するものが19件（同9件増）と全体の22.4%を占めている（図表3 - 3）。

暴力的要求行為（9条）に対する再発防止命令の発出件数を条項別にみると、不当贈与要求（2号）に対するものが27件（同9件増）、みかじめ料要求（4号）に対するものが14件（同増減なし）、用心棒料等要求（5号）に対するものが15件（同3件減）となっている。

加入強要、脱退妨害（16条）に対する再発防止命令の発出件数を条項別にみると、少年に対する加入強要・脱退妨害（1項）が3件（同1件増）、威迫による加入強要・脱退妨害（2項）が16件（同8件増）となっている。

団体別では、山口組に対するものが35件（同19件増）と最も多く、全体の41.2%を占め、次いで稲川会27件（同3件増）、住吉会11件（同1件減）の順となっている（図表3 - 3）。

稲川会傘下組織幹部(46)が、脱退の意思を表明している組員に対し、電話で「組抜けなんて電話で話すことかよ。会って話すことだろう。」などと語気強く告げて、脱退を妨害したことから中止命令を発出していたものであるが、他の組員に対しても同種の事案を行ったことから、1年間、更に反復して同条の規定に違反する行為をしてはならない旨を命じた事例（埼玉、1月）

住吉会傘下組織組員(54)が、縄張内の飲食店の経営者に対し、住吉会の代紋入りの名刺を示して、「おれは、この辺りを仕切っているものだけだ。スナックとかじゃないのなら、5千円でいいや。もうわかるよね。」などと告げ、営業を営むことを容認する対償として金品その他の財産上の利益の供与を要求したことから中止命令を発出していたものであるが、他の業者に対しても

同様の要求を行ったことから、1年間、更に反復して前記暴力的要求行為と類似の暴力的要求行為をしてはならない旨を命じた事例（千葉、4月）

山口組傘下組織組員(45)が、利息制限法に規定する制限額を超える一月に一割の利息を払う約定で借り入れた男性に対し、「早く利子を払わんか、コラ。」などと怒鳴り、山口組の威力を示して、利息制限法第1条第1項に規定する制限額を超える利息を支払う約定を伴う債務について、その履行を要求したことから中止命令を発出していたものであるが、他の者にも同様の要求を行ったことから、1年間、更に反復して前記暴力的要求行為と類似の暴力的要求行為をしてはならない旨を命じた事例（高知、6月）

太州会傘下組織組長(58)が、資金獲得のために、地元の事業者等を集めて設立した支援団体の役員2名に対して、太州会の威力を示して、会員から会費名目で金銭の贈与をみだりに要求することを要求したことから、1年間、更に反復して前記準暴力的要求行為をすることを要求するなどしてはならない旨を命じた事例（福岡、9月）

ウ 防止命令

防止命令の発出件数は8件で、前年に比べ8件増加している（**図表3 - 2**）。

団体別では、山口組に対するものが5件、工藤會に対するものが3件となっている（**図表3 - 3**）。

事務所付近住民の代表者が工藤會の事務所管理者である同會幹部に対して工藤會長野会館の撤去請求をしたことから、当該請求の相手方である同會会長(63)ら3人に対し、1年間、請求者又はその配偶者等に危害を加える方法や不安を覚えさせるような方法で妨害してはならない旨を命じた事例（福岡、4月）

山口組傘下組織組員の不法行為により被害を受けた者がその被害の回復について責任を負うべき山口組幹部(62)ら2人に対して損害賠償請求をしたことから、当該請求の相手方である同組幹部らに対し、1年間、請求者又はその配偶者等に危害を加える方法やその他不安を覚えさせるような方法で妨害してはならない旨を命じた事例（兵庫、4月）

エ 禁止命令

禁止命令の発出件数は8件で、前年に比べ22件減少している（**図表3 - 2**）。

団体別では、山口組に対するものが3件、稲川会、会津小鉄会に対するものがそれぞれ2件、住吉会に対するものが1件となっている（**図表3 - 3**）。

8年に会津小鉄会と山口組傘下組織との間で発生した対立抗争に関して拳銃を発砲する暴力行為を敢行した会津小鉄会傘下組織幹部(47)に対し、同会の暴力団員から出所祝い、放免祝いその他名目のいかんを問わず、金品その他の財産上の利益の供与を受けてはならない旨を命じた事例（京都、4月）

13年に山口組傘下組織内において発生した内部抗争に関して拳銃を発砲する暴力行為等を敢行した山口組傘下組織幹部(40)に対し、同組の暴力団員から出所祝い、放免祝いその他名目のいか

んを問わず、金品その他の財産上の利益の供与を受けてはならない旨を命じた事例（長野、11月）

オ 事務所使用制限命令

事務所使用制限命令は、前年と同じく発出はない（図表3 - 2）。

(3) 命令違反事件の検挙状況

命令違反事件の検挙件数は6件で、前年に比べ6件減少している（図表2 - 3）。

住吉会傘下組織組員(31)が、縄張内の飲食店の経営者等に対し、住吉会の威力を示して、日常営業に用いる物品の購入等を要求したことから、同組員に対し、1年間、営業を営む者に対して、名目のいかんを問わず、みかじめ料を要求することや日常業務に用いる物品を購入することを要求することを禁ずる旨の再発防止命令を発出したが、同組員が、縄張内の運送業の経営者に対し、門松を購入することを要求したことから、再発防止命令違反として検挙した事例（千葉、3月検挙）

図表3-1 指定暴力団一覧表(22団体)

<p>六代目山口組</p> <p>①兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1 ②篠田 建市 ③1都1道2府41県 ④約17,300人</p> 	<p>稲川会</p> <p>①東京都港区六本木7-8-4 ②辛 炳圭 ③1都1道18県 ④約4,500人</p> 	<p>住吉会</p> <p>①東京都港区赤坂6-4-21 ②西口 茂男 ③1都1道1府16県 ④約5,900人</p> 
<p>四代目工藤會</p> <p>①福岡県北九州市小倉北区神岳1-1-12 ②野村 悟 ③3県 ④約630人</p> 	<p>四代目旭琉会</p> <p>①沖縄県那覇市首里石嶺町4-301-6 ②花城 松一 ③県内 ④約210人</p> 	<p>沖縄旭琉会</p> <p>①沖縄県那覇市辻2-6-19 ②富永 清 ③県内 ④約300人</p> 
<p>六代目会津小鉄会</p> <p>①京都府京都市下京区東高瀬川筋上ノ口上る岩滝町176-1 ②馬場 美次 ③1道1府 ④約410人</p> 	<p>五代目共政会</p> <p>①広島県広島市南区南大河町18-10 ②守屋 輯 ③県内 ④約280人</p> 	<p>七代目合田一家</p> <p>①山口県下関市竹崎町3-13-6 ②金 教煥 ③3県 ④約160人</p> 
<p>四代目小桜一家</p> <p>①鹿児島県鹿児島市甲突町9-1 ②平岡 喜榮 ③県内 ④約100人</p> 	<p>四代目浅野組</p> <p>①岡山県笠岡市笠岡615-11 ②森田 文靖 ③2県 ④約130人</p> 	<p>道仁会</p> <p>①福岡県久留米市京町247-6 ②小林 哲治 ③4県 ④約850人</p> 
<p>二代目親和会</p> <p>①香川県高松市塩上町2-14-4 ②吉良 博文 ③県内 ④約60人</p> 	<p>双愛会</p> <p>①千葉県市原市潤井戸1343-8 ②塩島 正則 ③2県 ④約230人</p> 	<p>三代目俠道会</p> <p>①広島県尾道市山波町3025-1 ②渡邊 望 ③6県 ④約170人</p> 
<p>太州会</p> <p>①福岡県田川市大字弓削田1314-1 ②日高 博 ③県内 ④約180人</p> 	<p>八代目酒梅組</p> <p>①大阪府大阪市西成区太子1-3-17 ②南 與一 ③府内 ④約80人</p> 	<p>極東会</p> <p>①東京都豊島区西池袋1-29-5 ②曹 圭化 ③1都1道13県 ④約1,100人</p> 
<p>二代目東組</p> <p>①大阪府大阪市西成区山王1-11-8 ②滝本 博司 ③府内 ④約180人</p> 	<p>松葉会</p> <p>①東京都台東区西浅草2-9-8 ②荻野 義朗 ③1都1道8県 ④約1,200人</p> 	<p>三代目福博会</p> <p>①福岡県福岡市博多区千代5-18-15 ②金 寅純 ③4県 ④約280人</p> 
<p>九州誠道会</p> <p>①福岡県大牟田市上官町2-4-2 ②朴 政浩 ③1都5県 ④約380人</p> 	<p>【凡例】</p> <p>①主たる事務所の所在地 ②代表する者(代表する者に代わるべき者を含む。) ③勢力範囲 ④構成員数</p>	

注1 各指定暴力団の名称及び表中の①②については平成23年2月24日現在のもの、③④については平成22年末のものである。

注2 平成22年末における全暴力団構成員数(約36,000人)に占める指定暴力団構成員数(約34,600人)の比率は96.1%である。

図表3-3 平成22年における中止命令等適用状況

形態別

形態別	区分	中止命令	その他の命令	
9条	1号	人の弱みにつけ込む金品等要求行為	5	0
	2号	不当贈与要求行為	734	27
	3号	不当下請等要求行為	8	1
	4号	みかじめ料要求行為	159	14
	5号	用心棒料等要求行為	379	15
	6号	高利債権取立行為	46	4
	6号の2	不当債権取立行為	11	0
	7号	不当債務免除要求行為	82	0
	8号	不当貸付等要求行為	19	0
	9号	不当信用取引要求行為	0	0
	10号	不当自己株式買取等要求行為	2	0
	11号	不当地上げ行為	0	0
	12号	競売等妨害行為	0	0
	13号	不当示談介入行為	0	0
	14号	因縁を付けての金品等要求行為	28	0
	15号	不当許認可等要求行為	0	0
	16号	不当許認可等排除要求行為	0	0
	17号	不当入札参加要求行為	0	0
	18号	不当入札排除要求行為	0	0
	19号	不当公共工事契約排除要求行為	0	0
20号	不当公共工事下請等あっせん要求行為	0	0	
	小計	1,473	61	
10条	1項	暴力的要求行為の要求等	-	0
	2項	暴力的要求行為の現場立会援助	247	-
	小計	247	0	
12条の2	指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為	-	0	
12条の3	準暴力的要求行為の要求等	-	3	
12条の5	準暴力的要求行為	14	2	
15条	1項	指定暴力団相互の対立抗争	-	0
	2項	指定暴力団内部の対立抗争	-	0
	小計	-	0	
16条	1項	少年に対する加入強要・脱退妨害	43	3
	2項	威迫による加入強要・脱退妨害	308	16
	3項	密接関係者に対する加入強要・脱退妨害	29	0
	小計	380	19	
17条	加入の強要の命令等	-	0	
20条	指詰めの強要等	10	0	
24条	少年に対する入れ墨の強要等	0	0	
29条	事務所における禁止行為	6	-	
30条の2	損害賠償請求等の妨害	0	8	
30条の5	暴力行為の賞揚等	-	8	
	合計	2,130	101	

「その他の命令」のうち、15条は事務所使用制限命令、30条の2は防止命令、30条の5は禁止命令で、これら以外は、再発防止命令のことである。

団体別

団体別	区分	中止命令	再発防止命	防止命令	禁止命令
六代目山口組		831	35	5	3
稲川会		313	27	0	2
住吉会		369	11	0	1
四代目工藤會		16	3	3	0
四代目旭琉会		11	0	0	0
沖繩旭琉会		12	0	0	0
六代目会津小鉄会		12	1	0	2
五代目共政会		8	0	0	0
七代目合田一家		7	1	0	0
四代目小桜一家		5	0	0	0
四代目浅野組		4	0	0	0
道仁会		24	1	0	0
二代目親和会		3	0	0	0
双愛会		24	0	0	0
三代目俠道会		13	0	0	0
太州会		9	2	0	0
八代目酒梅組		5	0	0	0
極東会		69	0	0	0
二代目東組		11	0	0	0
松葉会		108	1	0	0
三代目福博会		10	1	0	0
九州誠道会		12	0	0	0
指定暴力団構成員以外		254	2	0	0
	合計	2,130	85	8	8

現時点における団体の名称としている。

5 社会全体による暴力団排除の推進

(1) 公共部門における暴力排除活動

ア 公共事業等からの暴力団排除

警察においては、国及び地方自治体等と連携を密にし、暴力団の維持・運営に協力していた建設業者等を指名除外等により各種入札・契約から排除している。

(ア) 国における取組

第8回犯罪対策閣僚会議（18年12月開催）において、「公共工事からの排除対象の明確化と警察との連携強化」及び「暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度の導入」を政府として進めることとされ、さらに、第14回犯罪対策閣僚会議（21年12月開催）において、これら2つの排除方策に加え、公共工事以外の公共事業等についても、入札参加者から暴力団員等を除外し、契約書に暴力団排除条項（下請契約、再委託契約等に係るものも含む。）を盛り込むこと（「あらゆる公共事業等からの暴力団排除」）、関係省庁が民間工事等に関係する業界においても、からまでと同様の取組が講じられるように、引き続き、所要の指導、要請等を行うこと（「民間工事等からの暴力団排除」）を推進することとしている。

内閣及び内閣府においては、3月31日、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務請負、役務提供、物品の製造、物品・資材等調達等の公共調達、公有財産売却等の物品の売払その他の入札及び契約（下請契約及び再委託契約を含む。）から暴力団関係企業を排除する枠組みを構築し、その運用を開始した。

国土交通省大臣官房官庁営繕部においては、3月8日、建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等から暴力団関係企業を排除する枠組みを構築し、その運用を開始した。

また、国土交通省の中央建設業審議会は、7月26日、公共工事標準請負契約約款に暴力団排除条項を盛り込むなどの一部改正を行い、国の機関、都道府県、政令指定都市、独立行政法人等の政府関係機関のほか、建設工事を発注する電力、ガス、鉄道、電気通信等の民間企業に対し、契約約款への暴力団排除条項の導入を勧告した。

(イ) 地方自治体における取組

暴力団排除条項の整備

地方自治体においては、暴力団や暴力団員と密接な交友関係を有する者等を含めた暴力団関係業者を的確に公共工事等から排除するため、入札参加資格基準等にいわゆる密接交際規定^注を含む暴力団排除条項を順次整備している（**図表4-1**）。

注：「密接交際規定」とは、業者等が、暴力団及び暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係（例：暴力団幹部とのゴルフコンペや旅行、暴力団幹部の葬儀における供花）を有しているとき、指名停止等の措置を取ることを規定したものである。

通報報告制度の整備

地方自治体においては、公共工事の受注業者に対し、暴力団構成員等から不当介入を受けた場合の警察への通報及び発注者への報告を義務付け、これを怠った場合にはペナルティを科すという通報報告制度を順次設けている（**図表4-1**）。

図表 4 - 1 地方自治体における暴力団排除条項等の整備状況

	暴力団排除条項		下請・再委託		通報報告制度	
	都道府県	市(区)町村	都道府県	市(区)町村	都道府県	市(区)町村
公共工事	42	1263	31	722	35	768
測量・建設コンサルタント	40	1127	31	694	34	710
役務提供	25	643	25	490	21	481
物品・資材調達	27	691	25	542	20	486
公有財産売却	22	293	-	-	15	250

密接交際規定を含むもの

【排除の取組】

広島県においては、1月、全国で初めて、県内全自治体において、全ての契約からの暴力団排除条項の整備が完了した。

三重県においては、2月、県内全自治体において、全ての契約からの暴力団排除条項の整備が完了した。

不当要求防止責任者講習はおおむね3年ごとに1回行うものとされているところ、長崎県においては、同講習に加え、警察で不当要求防止責任者又はこれに代わる者に対して講習を実施することとし、入札参加資格の経営審査項目にこれら講習の受講実績を加算要件に追加（附加点数5点）した。

【排除事例】

県等への通報により、21年12月、山口組傘下組織に多額の資金提供をしていた解体業者の産業廃棄物収集運搬業許可及びその子会社の処分場許可が取り消され、さらに、県と市町村により同業者に対する指名停止等の措置がなされ、公共工事から排除した事例（愛知、1月）

経営規模等評価申請書に常勤していない者を技術職員として記載した建設業法違反で建設業者を検挙したところ、同建設業者が山口組傘下組織幹部を営業部長に就任させていたことが判明したことから、府、市等に通報し公共工事等から排除した事例（大阪、3月）

ゴルフ場から山口組傘下組織幹部を排除した際、建設業者等4社の役員が同幹部らと共にゴルフプレーをしていることが判明したことから、県、市へ通報し公共工事等の下請参入から排除した事例（福岡、10月）

詐欺事件捜査の過程において、建設業者の代表者が山口組傘下組織幹部と密接な関係にあることが判明したことから、県、市に通報し公共工事等から排除した事例（福井、11月）

警備業法で定められた書類に虚偽の記載をしたとして業者（ビルメンテナンス業・警備業）の役員等を逮捕し、さらに、市が発注する市立病院の清掃業務で談合したとして競売入札妨害でも捜査を進めたところ、代表者が山口組直系組長と密接な関係にあることが判明したことから、県に通報し公共事業等から排除した事例（滋賀、12月）

詐欺事件等の捜査過程において、建設業者の代表者が山口組傘下組織幹部と密接な関係にあることが判明したことから、府、市へ通報し公共工事等から排除した事例（大阪、12月）

イ 暴力団排除に関する条例の制定及び施行

社会における暴力団の孤立化を促進するため、いわゆる暴力団排除条例を制定（22年中23道府県）し、又は制定に向けた取組を推進している地方自治体が相次いでいる（18都県でパブリックコメントを実施（22年12月末現在））。

道府県レベルの条例には、

学校等の周辺200メートル区域における暴力団事務所の新規開設・運営の禁止

事業者による暴力団員等に対する利益供与の禁止

不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置

等が盛り込まれているほか、各道府県の暴力団情勢等に応じた規定が設けられている（下表参照）。

また、市町村レベルでは、6月までに福岡県内の全市町村で制定をみたほか、「松山市暴力団排除条例」のように県条例の規定を補強する「暴力団排除特別強化地域における特定の接客業からの暴力団排除」の規定を導入したのもみられる。

主な条例（制定府県名、公布月、施行月）	主な条例の特徴的な規定
「愛媛県暴力団排除条例」 （愛媛、3月、8月）	祭礼等からの暴力団の排除等
「京都府暴力団排除条例」 （京都、7月、23年4月）	暴力団排除特別強化地域における特定の接客業からの暴力団排除等
「暴力団排除条例」 （兵庫、10月、23年4月）	暴力団事務所に準ずる施設（以下「準暴力団事務所」という。）の一定区域内での運営禁止、準暴力団事務所の周辺での著しい粗野乱暴行為の禁止等
「愛知県暴力団排除条例」 （愛知、10月、23年4月）	暴力団員による青少年に対する暴力団事務所への立ち入らせの禁止、暴力団排除特別強化地域における特定の接客業からの暴力団排除等
「熊本県暴力団排除条例」 （熊本、12月、23年4月）	標章を掲示した営業所への暴力団員の立入り禁止、暴力団排除特別強化地域における特定の接客業からの暴力団排除等

福岡県及び愛媛県では、条例に基づき勧告を実施した。

山口組傘下組織組長(47)が、歓楽街の飲食店数店舗からみかじめ料、用心棒料等の名目で現金の供与を受けていたことから、同組長に対し条例に基づき勧告を実施した（福岡、6月）。

太州会傘下組織組長(58)を支援する事業者団体の役員らが、同組長に対し、暴力団の活動又は運営に協力する目的で現金を供与していたことから、当該役員らと同組長双方に対し条例に基づき勧告を実施した(福岡、9月)。

秋祭りにおいて、みこし取締会の役員らが、山口組直系組織幹部らを、同取締会の役員に就かせるなどして祭礼の運営、行事に関与させていたことから、同取締会役員ら2名に対し勧告を実施した(愛媛、12月)。

トピックス

北九州地区における工藤會対策の推進

福岡県においては、暴力団排除運動に参加している住民や企業に対して、拳銃発砲事件を繰り返し敢行するなど極めて悪質な団体である四代目工藤會(本拠地:北九州市)への対策が喫緊の課題となっており、警察による工藤會に対する徹底した取締りはもとより、行政、財界、警察が一体となって各種対策を推進している。

このような各界各層における各種暴力団対策の推進を背景として、地域住民が工藤會事務所の撤去を求めるなど、社会全体での暴力団排除の気運が盛り上がりを見せている。

「暴力団対策部」及び「北九州地区暴力団犯罪捜査課」の設置(1月)

福岡県警察においては、暴力団対策の更なる強化を図るため、1月、暴力団対策部を設置するとともに、同部の下に、工藤會対策を主な業務とする「北九州地区暴力団犯罪捜査課」を設置し、工藤會に対する取締り等の徹底を図っている。

工藤會長野会館に対する事務所撤去運動の推進(3月~)

工藤會の組事務所(工藤會長野会館)が北九州市小倉南区の小学校や幼稚園の近隣に開設されたことを受け、周辺住民等が暴力団追放パレードを実施するなど、同事務所の撤去を求める暴力排除活動を推進している。

福岡県警察においては、福岡県、北九州市等と連携しながら、学校に通う子どもや暴力排除活動の従事者の安全・安心確保に万全を期するため、登下校時の立番・警戒、長野会館を監視するための施設の設置等の措置を講じている。

暴力排除活動関係者宅に対する拳銃発砲事件の発生(3月)

工藤會事務所の撤去運動従事者宅に対する拳銃発砲事件が発生したことから、福岡県警察においては、暴力排除活動の関係者に対する保護対策を強化している。

福岡県暴力団排除条例の施行及び同条例に係る広報啓発活動(4月)

事業者による暴力団員等に対する利益供与の禁止等を内容とする福岡県暴力団排除条例の施行に伴い、福岡県警察においては、同条例の周知徹底のため、行政と一体となって、県民や事業者に対する広報啓発活動を実施している。

北九州地区工藤會対策トップ会議の開催(5月)

福岡県知事、北九州市長、福岡県警察本部長等による北九州地区工藤會対策トップ会議が開催さ

れ、工藤會への取締りの強化、暴力団排除条例による徹底した資金源対策、暴力団排除に取り組む住民や事業者の安全・安心の確保等の対策について、共同声明を発表した。

北九州市における暴力団排除条例の制定（6月）

北九州市は、市の事務又は事業からの暴力団排除、市民等に対する支援、青少年に対する教育等のための措置等を内容とする「北九州市暴力団排除条例」を制定した（6月公布、7月施行）。

なお、10月末までに福岡県下の全60市町村において、いわゆる暴力団排除条例が施行されている。

「暴力団排除特別調査班」を設置（7月）

暴力団関係企業等の解明・摘発を目的として、7月、福岡地区、北九州地区にそれぞれ「暴力団排除特別調査班」を設置し、特に北九州地区では、工藤會の関係企業等に対し集中的な解明・摘発を図っている。

北九州市発生の拳銃発砲事件被疑者の検挙（7月）

20年4月発生の北九州市における不動産会社社長宅に対する拳銃発砲事件の被疑者として工藤會傘下組織組員ら3名を通常逮捕した。

公共工事の下請業者からの暴力団排除（8月～）

福岡県財務規則の改正により、暴力団と一定の関係を有する企業について、福岡県発注工事の入札における指名停止の対象とすることに加え、新たに工事の下請負からの排除の対象とすることとされた。

9月には、工藤會と関係を有する建設会社を福岡県等に通報の上、公共工事の下請負から排除した。

第1回「市民暴排の日」における「北九州市民暴力追放総決起大会」の開催（8月）等

第1回「市民暴排の日」（8月18日）に「北九州市民暴力追放総決起大会」を開催するなど、22年中に23件の暴追大会が北九州市内で開催された。

工藤會幹部の大量検挙

上納金を拒否したパチンコ店の系列店に対しガラス割りや放火を敢行するなどして、上納金を脅し取ろうとした恐喝未遂事件で工藤會幹部らを検挙するなど、工藤會の幹部を大量に検挙した。

ウ 各種業法による暴力団排除

金融商品取引法の一部改正により、4月1日から信用格付業者について登録制が導入されたことから、金融庁と連携し信用格付業者についても、暴力団排除を推進している。

警察においては、各種業法違反の検挙や各種業法に定められた暴力団排除条項を効果的に活用して、暴力団関係企業を排除している。

建設業許可申請のあった建設業者について、山口組傘下組織幹部が代表取締役である事実が判明したことから、県が不許可通知書を郵送したところ、同人から申請取下書が提出された事例

(茨城、6月)

山口組傘下組織幹部が実質的に経営を支配する建設業者を建設業法違反事件で検挙し、刑が確定したことで、県が建設業の許可を取り消した事例(愛知、8月)

エ その他公共部門における暴力排除活動

暴力団等が各種公的制度を悪用している実態に鑑み、各関係省庁所管の「生活福祉資金貸付制度」、「住宅手当緊急特別措置事業」及び「雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金制度」の貸付対象者等から暴力団員等や暴力団関係企業を排除する枠組みを構築し、その運用を開始した。

地方自治体においては、生活保護費等の給付や公営住宅への入居等から暴力団を排除する取組を進めている。

【生活保護からの暴力団排除】

生活保護給付を申請した者(62)が、山口組傘下組織幹部であることが判明したことから、市において、同申請が却下された事例(滋賀、3月)

傷害事件被疑者として逮捕した九州誠道会傘下組織幹部(58)が生活保護費を受給していたことが判明したことから、市に通報した結果、同給付が廃止された事例(佐賀、5月)

生活保護給付を申請した者(47)が、山口組傘下組織組員であることが判明したことから、市において、同申請が却下された事例(奈良、10月)

【公営住宅からの暴力団排除】

県は、暴力団の入居資格を認めない旨を加えた条例の改正前から入居していた合田一家傘下組織幹部(32)を相手方として、明渡しを求める訴訟を提起したところ、同幹部が判決前に自主退去した事例(山口、3月)

自己の居住する市営住宅の施設を損壊した山口組傘下組織幹部(54)について、市が条例に基づき、退去・契約解除通知を行い、完全退去させた事例(石川、4月)

市は、暴力団の入居資格を認めない旨を加えた条例の改正前から入居していた山口組傘下組織組員(63)を相手方として、明渡しを求める訴訟を提起したところ、市側の主張が全面的に認められ、強制執行により完全退去させた事例(兵庫、11月)

(2) 民間部門における暴力排除活動

ア 企業活動からの暴力団排除

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下「指針」という。)に沿った企業等の取組状況についてアンケート調査(回答3,469社)を実施したところ、不当要求は企業等の規模に関わらず認められるが、上場企業等以外は取組が遅れていることが判明した。

このような実態を踏まえ、犯罪対策閣僚会議下に設置された「暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム」において、企業活動からの暴力団排除について、政府が今後、更に取り組むべき施策が検討

され、第16回犯罪対策閣僚会議（22年12月開催）において、企業活動からの暴力団排除を推進するため、政府として「関係業界に対する指針の更なる普及啓発」、「暴力団排除意識の高い企業に対する評価方策の検討」、「公共事業等の契約の相手方企業やその下請企業等に対する指針に基づく取組の啓発」、「業種ごとの標準契約約款における暴力団排除条項のモデル作成の支援」、「経済団体及び関係業界団体との連携の強化」及び「業の主体からの暴力団等の排除」を推進することが報告された。

イ 証券取引における暴力団排除

証券業界においては、既に、18年、証券市場における反社会的勢力排除の推進及び関係機関との連携を図るため、証券保安連絡会を立ち上げ、21年3月には、日本証券業協会（以下「日証協」という。）が「不当要求情報管理機関」として国家公安委員会に登録されるなど、証券業界からの反社会的勢力の排除に向けた取組を積極的に進めている。

日証協においては、不当要求情報管理機関として、協会会員からの照会・回答機能を高めるため、5月、取引約款等への暴力団排除条項導入の義務付け等、厳格な自主規制規則を制定
反社会的勢力データベースの充実

を推進しており、4月には、警察庁長官に対し、証券取引からの暴力団排除を徹底するため、全ての新規顧客について、即時に警察の保有する暴力団情報を活用することができるよう支援を求める旨要望した。

ウ 金融機関の取引における暴力団排除

全国銀行協会においては、20年11月に融資取引、21年9月に普通預金取引、当座勘定取引及び貸金庫取引から反社会的勢力を排除するため、暴力団排除条項や反社会的勢力に該当しないことを表明・確約させる口座開設申込書等の参考例を会員銀行及び各地銀行協会に通知し、暴力団排除施策を推進している。銀行以外の金融機関においては、この取組を参考として、21年10月までに、社団法人全国信用金庫協会及び社団法人全国信用組合中央協会、22年6月までに、社団法人全国労働金庫協会、社団法人信託協会、JAバンク及びJFマリンバンクが、会員等に暴力団排除条項の参考例を提示し、22年7月までに、株式会社ゆうちょ銀行、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫が暴力団排除条項を導入し、暴力団排除施策を推進している。

山口組傘下組織組長(55)らが、普通預金取引約款等に暴力団排除条項を導入している金融機関において、自己が暴力団員ではない旨の虚偽の申請により、自己名義の普通預金口座を開設させていたことが判明したことから、同口座を解約した事例（兵庫、7月）

住吉会傘下組織組長(47)が、普通預金取引約款等に暴力団排除条項を導入している金融機関において、自己が暴力団員ではない旨の虚偽の申請により、自己名義の普通預金口座を開設させていたことが判明したことから、同口座を解約した事例（茨城、8月）

エ 建設業界における暴力団排除

社団法人日本建設業団体連合会（大手ゼネコン等52社、7団体（3月末現在）で構成）は、指針及び「公共事業等からの暴力団排除の取組について」（21年12月暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム決定）を踏まえ、4月、会員に暴力団排除条項の参考例を示して、その導入を求めた。

また、社団法人全国建設業協会（会員は各都道府県建設業協会。各協会には主に中小規模の21,675社（21年6月末現在）が加盟）は、5月の総会において、会員に対し暴力団排除条項の参考例を示し、その導入を会員に要請した。

建設関係10団体（約1,900業者）で組織される愛知県建設業暴力追放協議会は、契約時において暴力団等と関係がないことを表明・確約し、該当する場合は解除できる特約を盛り込んだ暴力団排除条項モデル案を策定し、会員へ周知徹底して、その導入の促進を図った（愛知、10月）。

オ 大相撲からの暴力団排除

日本相撲協会は、21年7月場所（名古屋場所）において、暴力団員が維持員席で相撲観戦した問題を契機として暴力団排除に取り組み、22年5月までに、同協会寄附行為施行細則の一部改正等により、維持員席からの暴力団排除や協会員と暴力団との関係遮断等の諸対策を実施する一方、6月までに、観戦問題に関与した親方の降格、維持員の資格取消し、暴力団との関係が判明した相撲案内所との契約解除等を行った。

同協会は、6月、民暴弁護士など外部有識者による特別調査委員会を、7月、改革委員会（ガバナンスの整備に関する独立委員会）をそれぞれ設置して、賭博や維持員席問題の徹底調査を進め、8月に暴力団排除宣言を実施、9月に協会の内部機関として暴力団等排除対策委員会を発足させるなど、暴力団との関係遮断に向け、自主的・主体的に取り組んでいる。

カ その他民間部門における暴力排除活動

「縁切り同盟」^注の継続的かつ効果的な推進

高知県に続き、22年、縁切り同盟結成の動きは全国に広がり、栃木県では建設業縁切り同盟が、山形県では寒河江市・米沢市・南陽市・小国町の地区縁切り同盟のほか遊技業縁切り同盟が、山梨県では昭和町縁切り同盟が、それぞれ結成された。

注：「縁切り同盟」

19年、高知県警察において、暴力追放高知県民センター及び弁護士会と連携の上、暴力団の安定的な資金源となっている飲食店等からの「みかじめ料」収入を封圧するため、支払い拒否業者が集合した「縁切り同盟」を結成して、その会員から委任を受けた高知弁護士会民事介入暴力対策委員会所属の弁護士が、対象暴力団組織等に対し「みかじめ料等一斉支払い拒否」通知を発出し、暴力団への安定的な資金源を封圧する施策を推進している。

ホテルからの暴力団排除

21年1月、広島市内のホテルが、拳式契約の相手方が暴力団員であることに気付き、契約約款に暴力団排除条項が整備されていないものの、同契約の解約を通告した事案に関し、同暴力団員が一方的な解約は不当として提起した損害賠償請求訴訟について、22年4月、広島地方裁判所は、「当

事者が暴力団員かどうかは、ホテル側にとって、拳式の契約をするかどうかを判断する上で重要な事項であり、これを知らなかったとすれば、単なる動機の錯誤に止まらず、要素の錯誤に該当する。そうすると、本件契約におけるホテル側の意思表示が無効となるから、本件契約も無効となる。」として請求を却下した。

(3) 地域・住民による暴力排除活動

ア 損害賠償請求に対する支援

警察においては、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「暴追センター」という。）、弁護士会民事介入暴力対策委員会（以下「民暴委員会」という。）等と連携し、暴力団構成員等が行う違法、不当な行為の被害者等による損害賠償請求に対する必要な支援を行っている。

暴力団対策法第31条の2（威力利用資金獲得行為に係る損害賠償責任）を適用した損害賠償請求訴訟については、2件提起されている。

山口組傘下組織組員が医療事故により障害を負った女性に対する賠償金を横領した事案について、女性はその返還を求める訴訟を提起し、和解が成立して和解金が支払われた事例（岡山、3月）

共政会会長らが建設工事のあいさつ料名下に会社経営者から現金を喝取した事件について、同経営者とその返還を求める訴訟を提起し、広島地方裁判所が請求のとおり共政会会長に喝取金の全額支払いを命じた事例（広島、3月）

山口組傘下組織組員が知人である会社役員に対し因縁を付けるなどして現金を喝取した事件等について、被害者が、実行行為者及び実行行為者の所属する暴力団組織の組長に加えて、暴力団対策法第31条の2を適用して山口組組長らに対する損害賠償請求訴訟を提起した事例（警視庁、4月）

山口組傘下組織組員が飲食店経営者から現金等を喝取した恐喝事件等について、暴力団対策法第31条の2の適用を視野に準備を進めた結果、提訴を懸念した組員側から和解の申入れがあり、和解が成立して和解金が支払われた事例（大阪、11月）

住吉会傘下組織組員らがみかじめ料の支払を断った自営業者を車両内に監禁し現金等を強取した事件等について、被害者が、実行行為者及び実行行為者の所属する傘下組織組長に加えて、暴力団対策法第31条の2を適用して住吉会総裁らに対する損害賠償請求訴訟を提起した事例（千葉、12月）

イ 事務所撤去運動に対する支援

警察においては、暴追センター、民暴委員会等と連携し、住民運動に基づく暴力団事務所の明渡し請求訴訟等について、必要な支援を行っている。

22年1月、建物所有者が松葉会傘下組織事務所の明渡しを求める仮処分を申請したところ、これが認められる決定がなされ、同事務所明渡しに関する和解が成立して事務所が撤去された事例

(茨城、3月)

21年1月、分譲マンションの居住者が、同マンションに構えられた山口組傘下組織事務所の使用禁止を請求する訴訟を提起したところ、同事務所明渡しに関する和解が成立し事務所が撤去された事例(大阪、4月)

21年4月、市が市所有地に建設されていた山口組傘下組織事務所の明渡し等を請求する訴訟を提起したところ、22年4月、大阪地方裁判所において原告である市側全面勝訴の判決が言い渡され、さらに、これを不服とした被告の控訴に対しても、11月、大阪高等裁判所において原告全面勝訴の判決がなされたことにより、事務所が解体され、完全撤去した事例(大阪、4月、11月)

22年3月、地域住民が、警察、暴追センター、民暴委員会等と連携し、工藤會事務所の撤去に向けた暴追パレード、決起集会等の活動を推進するとともに、警察において、これらの活動に対する事務所等における禁止行為等の不法行為に対して中止命令、防止命令等の行政命令を発出するなどして、その活動を支援し、総合的な事務所撤去運動を推進している事例(福岡、継続中)

21年4月、地域住民が山口組傘下組織事務所の建物使用目的制限等を請求する訴訟を提起したところ、事務所明渡しに関する和解が成立した事例(宮城、5月)

トピックス

民暴対策30周年記念全国大会の開催

昭和55年、日本弁護士連合会に民事介入暴力対策委員会が発足し、平成22年で30周年を迎えたことを記念して、6月4日、香川県高松市において、日本弁護士連合会、警察庁、全国暴力追放運動推進センターが、民事介入暴力対策において一層の連携を図ることを目的に、「民暴対策30周年記念全国大会」を開催した。

(4) 暴力団相談の受理状況

警察及び暴追センターが受理した暴力団相談の受理件数は36,870件(前年比1,743件増)で、このうち、警察が受理した暴力団相談は17,035件(同849件増)、暴追センターが受理した暴力団相談は19,835件(同894件増)であった(図表4-2)。

暴追センターが、会社事務所へ暴力団員風の者が出入りする旨の相談を受理し、速やかに警察に相談を引き継いだ結果、山口組傘下組織組員が業者と共謀の上、賃借権詐欺を敢行したことが判明、同組員らが検挙された事例(岡山、9月)

図表 4 - 2 暴力団相談の受理件数

区分 \ 年次	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
相談受理件数	36,669	39,659	40,012	38,516	35,156	36,172	33,944	34,616	35,127	36,870
うち警察	23,097	24,025	23,202	21,217	18,461	18,191	15,893	16,371	16,186	17,035
うちセンター	13,572	15,634	16,810	17,299	16,695	17,981	18,051	18,245	18,941	19,835

(5) 暴力団構成員の離脱促進、社会復帰対策の状況

警察及び暴追センターが援助の措置等を行うことにより暴力団から離脱することができた暴力団構成員は約630人（前年比約30人減）であった（図表 4 - 3）。

警察において、組織を離脱したいが幹部組員から威迫されている旨の相談を住吉会傘下組織組員から受理し、幹部組員に対して脱退妨害の中止命令を発するとともに、社会復帰アドバイザーが中心となり各種支援を行った結果、組織を離脱し就労するなど社会復帰を果たした事例(千葉、2月)

図表 4 - 3 離脱支援により暴力団から離脱した者の推移

区分 \ 年次	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
離脱者	690	640	580	590	580	500	650	780	660	630

(6) 都道府県暴力追放運動推進センターによる公益法人制度改革への対応

24都府県の暴追センターが、公益財団法人として認定を受けて登記し、公益財団法人への移行を完了した。